

令和 5 年 第 6 回定例会

道 志 村 議 会 会 議 録

令和 5 年 9 月 12 日 開 会

令和 5 年 9 月 22 日 閉 会

道 志 村 議 会

令和 5 年第 6 回道志村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号（9 月 1 2 日）

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため議場に出席した者の職氏名	3
○開会の宣告	4
○村長挨拶	4
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○一般質問	8
佐 藤 喜 章 君	9
○請願第 1 号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 4
○散会の宣告	1 9

第 2 号（9 月 1 3 日）

○議事日程	2 1
○出席議員	2 1
○欠席議員	2 1
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2 1
○職務のため議場に出席した者の職氏名	2 1
○開議の宣告	2 3
○議事日程の報告	2 3

○議案第４９号から議案第５５号の一括上程、説明、質疑、討論、採決……………	２３
○散会の宣告……………	２８

第 ３ 号 （９月２２日）

○議事日程……………	２９
○出席議員……………	３０
○欠席議員……………	３０
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名……………	３０
○職務のため議場に出席した者の職氏名……………	３０
○開議の宣告……………	３１
○報告第４号から報告第６号までの報告、説明……………	３１
○議案第４４号から議案第４８号の一括上程、説明、質疑、討論、採決……………	３４
○認定第１号から認定第８号の一括上程、説明、質疑、討論、採決……………	３７
○諮問第２号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	４２
○同意第７号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	４３
○請願第２号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	４４
○日程の追加……………	４６
○発議第７号の上程、説明、採決……………	４６
○閉会中の継続調査について……………	４７
○村長挨拶……………	４７
○閉議の宣告……………	４９
○閉会の宣告……………	４９
○署名議員……………	５１

道志村告示第 1 2 号

令和 5 年第 6 回道志村議会定例会を次のとおり招集する。

令和 5 年 8 月 2 4 日

道志村長 長 田 富 也

記

1 期 日 令和 5 年 9 月 1 2 日 (火)

2 場 所 水郷の郷やまゆりセンターふれあいホール

◎応招・不応招議員

応招議員（１０名）

１番	佐藤光栄君	２番	山口章君
３番	池谷銀重君	４番	佐藤徹君
５番	佐藤喜章君	６番	白井勝光君
７番	杉本孝正君	８番	佐藤進君
９番	出羽和平君	１０番	大田博文君

不応招議員（なし）

令和5年第6回道志村議会定例会

議事日程（第1号）

令和5年9月12日（火曜日）午前10時開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 一般質問

第 4 請願第 1 号 地方自治法第5章に規定される住民の直接請求における署名活動での縦覧制度の運用に係る個人情報保護の徹底を求める請願書について

出席議員（10名）

1 番	佐 藤 光 栄 君	2 番	山 口 章 君
3 番	池 谷 銀 重 君	4 番	佐 藤 徹 君
5 番	佐 藤 喜 章 君	6 番	白 井 勝 光 君
7 番	杉 本 孝 正 君	8 番	佐 藤 進 君
9 番	出 羽 和 平 君	10 番	大 田 博 文 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	長 田 富 也 君	教 育 長	佐 藤 文 泰 君
総 務 課 長	菅 谷 克 士 君	住民健康課長	山 口 かおり 君
産業振興課長	山 口 俊 一 君	ふるさと振興課長	金 子 尚 章 君
教 育 課 長	山 口 登 美 君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 佐 藤 勇 樹 君

◎開会の宣告

○議長（出羽和平君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、令和5年第6回道志村議会定例会は成立しましたので、これより開会いたします。

（午前10時00分）

◎村長挨拶

○議長（出羽和平君） ここで、長田村長から招集の挨拶をお願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

〔村長 長田富也君 登壇〕

○村長（長田富也君） 令和5年第6回道志村議会の定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和5年第6回道志村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙にもかかわらずご参集をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、総務省は7月28日、地方自治体に対する2023年度普通交付税の配分額を決定し、普通交付税大綱を閣議に報告しました。総額は前年度比1.7%増の17兆2,594億円で、1688団体に配分されます。本村では過疎対策事業債の償還費や社会福祉費の減少などで需要額が減少している一方、地域デジタル社会推進費の算定において、マイナンバーカード利用特別カードで保有の枚数が全国の上位3分の1を上回る団体に対し割り増しされる新たな需要に該当するなどし、実質昨年並みの配分となりました。

村内に目を向けると、8月19日に道の駅どうしにおいて、水源の郷道志「清流花火大会」が4年ぶりに通常どおり開催され、多くの住民の皆様や観光客の皆様でにぎわい、美しい溪谷と雄大な花火の競演を楽しんでいただくことができました。この花火大会は、コロナ以前と同じように、多くの企業や個人の方のご厚情により開催することができました。清流道志川を彩る2,500発の大輪は、多くの人々に自然の豊かさを感じていただくことができ、村の一大行事としても定着してまいりました。

今後も多くの皆様のご理解とご協力をいただきながら、後世に伝えていけるよう努力してまいりますので、議員の皆様においても、引き続き一層のご協力をお願い申し上げます。

さて、本定例会に付議しました案件は、令和4年度一般会計決算ほか7つの特別会計の決

算認定、令和5年度一般会計補正予算（第3回）のほか、6つの特別会計補正予算、条例の一部改正3件、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件、任期満了に伴う教育委員会委員の任命同意の件のほか、合計25の案件であります。

議案の詳細につきましては、議案審議で説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたしまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長（出羽和平君） これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（出羽和平君） 本日の議事は、配付してあります日程表第1号のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（出羽和平君） 日程第1、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第199条第9号の規定に基づき、令和5年5月、6月、7月分の例月出納検査結果についての報告が提出されております。その写しをお手元に配付しておきました。

次に、本日までに受理した請願は、お手元に配付した請願文書表のとおりとなっております。

請願第2号については、総務文教常任委員会に付託しましたので、本会期中に委員会を招集し審議をお願いします。

次に、地方自治法第121条の規定に基づき、議長から今定例会に村長及び教育長に対し説明員の出席要求を行いました。

また、報道関係者より議場内での撮影の申出がありましたので、議会傍聴規則第9条の規定により、議長においてこれを許可いたしましたので、ご報告いたします。

次に、令和5年第4回定例会において議決した各委員会の閉会中の継続調査の報告を求めます。

議会運営委員長、池谷銀重君。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 池谷銀重君。

〔議会運営委員長 池谷銀重君 登壇〕

○議会運営委員長（池谷銀重君） 議会運営委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

令和5年第4回定例会において、議会の運営に関する事項について、継続調査を要する旨を議長に申し出、6月9日の本会議において議決された件についての報告であります。

9月5日午後1時30分より、議会事務局室において委員会を招集し、委員4名と議長、提出議案説明のため総務課長、職務のために議会事務局長の出席がありました。

決定された事項は、次のとおりです。

1. 本定例会の会期は本日より9月22日までの11日間とし、配付してある日程のとおりとすること。

2. 一般質問の通告者は1名です。

3. 議会運営委員会の閉会中の継続調査を申し出ること。

以上で議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

○議長（出羽和平君） 総務文教常任委員長、白井勝光君。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 白井勝光君。

〔総務文教常任委員長 白井勝光君 登壇〕

○総務文教常任委員長（白井勝光君） 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査について、報告させていただきます。

令和5年第4回定例会において、所管事務の調査を要する旨を議長に対し申し出、6月9日の本会議において議決された件についての報告であります。

8月25日午後5時より、中央公民会2階会議室において総務文教常任委員会を開催いたしました。委員全員、職務のため議会事務局長の出席がありました。次回、総務常任委員会の開催日を決めました。

9月6日、午後1時30分より、やまゆりセンター1階会議室において、総務文教常任委員会を開催いたしました。委員全員、職務のため議会事務局長の出席があり、付託されていた請願を協議、採決しました。

また、委員会の閉会中の継続調査の申出につきましては、所管事務の調査について、今後継続調査をすることを決定しましたので、会議規則の規定により議長に申し出いたしました。

た。

以上で総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の報告といたします。

○議長（出羽和平君） 広報常任委員長、杉本孝正君。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

〔広報常任委員長 杉本孝正君 登壇〕

○広報常任委員長（杉本孝正君） 広報常任委員会の閉会中の継続調査について、報告させていただきます。

令和5年第4回定例会において、所管事務の調査を要する旨を議長に対し申し出、6月9日の本会議において議決された件についての報告であります。

6月12日午前9時より、議会事務局室において広報常任委員会を開催しました。議長及び議会事務局長、委員全員の出席があり、その後20日までの9日間において、どうし議会だより第59号について、レイアウトや掲載する記事の内容について協議、編集を行い完成することができました。

6月30日、印刷が終了し、7月1日、各自治会長により配布していただきました。

7月18日、午後1時30分より、甲府の自治会館において町村議会広報研修会があり、佐藤議員、山口議員が参加しました。

8月3日、4日、町村議会議長会広報研修会が長野県辰野市で行われ、佐藤議員、山口議員が参加しました。

9月5日、午前10時より議会事務局室において、議長、議会事務局長、委員全員において、どうし議会だより第60号のレイアウトや掲載する内容、日程について協議しました。

以上、広報常任委員会の閉会中の継続調査の活動内容でしたので、報告とさせていただきます。

また、委員会後、閉会中の継続調査の申出につきましては、所掌事務の調査について、今後も調査を要することと決定しましたので、会議規則の規定により、議長に申し出いたしました。

以上で、広報常任委員会の閉会中の継続調査とします。

○議長（出羽和平君） 議会活性化推進特別委員長、山口章君。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 山口章君。

〔議会活性化推進特別委員長 山口 章君 登壇〕

○議会活性化推進特別委員長（山口 章君） 議会活性化推進特別委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

令和5年第4回定例会において、議会の活性化を図るための調査研究について、継続調査を要する旨を議長に申し出、6月9日の本会議において議決された件についての報告であります。

7月24日、午後1時30分より、やまゆりセンター1階研修室において委員会を招集し、委員9名と議長、職務のための議会事務局長の出席があり、議員報酬、議員定数に関する件について及び議会議員の請負の状況の公表に関する条例について協議を行いました。

また、今後も継続調査を要することから、種々の調査・研究についての会議規則の規定により、閉会中の継続調査を議長に申し出することを決定いたしました。

以上で、議会活性化推進特別委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

○議長（出羽和平君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（出羽和平君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定により、第3番議員、池谷銀重君及び第4番議員、佐藤徹君を指名します。

◎会期の決定

○議長（出羽和平君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から22日までの11日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から22日までの11日間と決定しました。

◎一般質問

○議長（出羽和平君） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告者は1名です。

◇ 佐 藤 喜 章 君

○議長（出羽和平君） それでは、通告1番、第5番議員、佐藤喜章議員の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 5番、佐藤喜章君。

〔5番 佐藤喜章君 登壇〕

○5番（佐藤喜章君） それでは、一般質問をさせていただきます。一問一答の方式をお願いいたします。全部で5問をさせていただきます。

それでは、まず1問目の質問です。

新道坂トンネル建設進捗状況についてお伺いをいたします。村長にお伺いいたします。

村長が就任当初から進めていました新道坂トンネルについて、7月29日に事業化に向けた県の説明会が開かれました。

坑口の位置決定の理由や長さについて様々な説明を聞き、県としてもいろいろな方面から様々な検討をして決定していたことがよく分かりました。災害の危険のあるところや住宅密集地、また、413号との交差点の問題など、これ以上の場所はないこともよく分かりました。

これから県に協力をして、1日でも早く完成をしていただき、安心安全な県道としていただけるよう、道志村としてはどのような協力体制を考えていますか、お答え願います。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 佐藤議員さんの今の質問についてお答えします。

令和5年7月29日に開催した新道坂トンネル事業計画説明会には多くの方に御参加いただき、県より平面的な線状や構造など、具体的な事業内容の説明を受けたところでございます。

協力体制につきましては、県でも令和6年度の事業化に向けて動いていますので、道志村としましても道坂トンネル期成同盟会を通じ、都留市と力を合わせ、この事業が1日でも早く実現できるよう協議を重ねていきたいと考えております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） ありがとうございました。

今村長の答弁を聞きまして、1日でも1年でも早い完成が村民としては待たれるわけです。

けれども、村のほうでも大きな協力をして、県と協力をして1日でも早い完成をよろしくお願ひします。

それでは、2番目の質問をさせていただきます。

道志バイパス工事の進捗状況はどのようなになっているかお願ひします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） それでは、お答えさせていただきます。

山梨県に確認したところ、月夜野側につきましては、既に完成しております橋台の裏側の補強工事やもう1つの橋台裏の補強工事のほう、既に発注済みとなっております、作業は順調に進んでいるとのことでございます。

また、野原から大渡間のトンネル工事、こちらにつきましても順調に進んでいるというふうに聞いております。

よろしくお願ひします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） 順調に進んでいるという今話ありましたが、野原からのトンネル工事、実際のトンネル掘る工事はまだ着工はしていないということに見えますけれども、トンネル工事も1期目といいますか、最初のトンネル工事の完成、トンネルが開くのはおおよそいつ頃になりますか、教えてください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 野原から大渡に抜ける掘削工事、こちらにつきましては、もう一度県のほうに確認させていただいておりますけれども、今年度中のトンネルの掘削作業開始に向けて、今その周りを作業を進めておりまして、順調に進んでいるということでございます。今年度中には掘削の作業開始ということでございます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） トンネルを掘る工事が今年度中に始まるということでよろしいですか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君）　そうです、今年度中に掘削作業が開始ということでございます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君）　佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君）　ありがとうございます。

それでは、続きまして3問目の質問をさせていただきます。

サテライトオフィスの工事及び入居者選定状況はということで、サテライトオフィスの改修の予算が計上されていましたが、進捗状況について教えてください。

また、入居者の選定作業はどのような形で行っていますか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君）　ふるさと振興課長、金子尚章君。

○ふるさと振興課長（金子尚章君）　それでは、ただいまの質問に対して回答いたします。

サテライトオフィス改修工事の進捗状況につきまして回答いたします。

大きく2つに分けて発注を行っておりまして、宿泊棟となるトレーラーハウス導入については、令和5年5月30日に公募型プロポーザルの審査を実施し、優先業者を決定しており、その後、契約を締結しております。

本体部分の改修工事については、令和5年9月1日、指名競争入札を行い、請負業者が決定しております。

続いて、入居者の選定方法についてですが、令和5年7月から地域活性化起業人制度により派遣されている株式会社ストラドルと協議を行っており、利用者のメリットの向上や道志村を選択してもらう工夫をし、スタートアップ企業の誘致や村全体でのテストマーケティングの実証への協力体制の確立などを計画しております。必要に応じて要綱の改正、専用サイトの構築を行い、改修工事終了前の実装を目標に検討を行っております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君）　佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君）　工事は業者さんを選んで時間がたてば終わることは間違いないと考えていますけれども、入居者を募集して決めるというのがなかなか厳しいことになるかと思うますので、ぜひ、工事の終了次第、入居者が決まるように努力のほうよろしく願います。

以上です。

次に、少子化の対策についてお聞きをいたします。

少子化が問題になってから大分時間がたっています。村でも出産数が大変少なくなっています。村の支援策は随分充実していますが、まだまだ結果が出ていません。山梨県で1番、日本で1番くらいの思い切った施策でないとなかなか結果が出ないように思いますが、そのような施策を考えてはどうでしょうか。例えばですけれども、生まれてから大学卒業までの学費、医療費の無料化などはどうでしょうか。ちなみ&きんし基金を活用できないものでしょうか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） ふるさと振興課長、金子尚章君。

○ふるさと振興課長（金子尚章君） それでは、ただいまの質問について回答いたします。

道志村の出生者数は近年一桁で推移し、令和4年度の出生数は2名と過去最低を記録し、村でも最大限の危機感を持ち、最優先で効果的な施策を行うべきと考えております。職員間で昨年度実施した地方創生グループワーキングでも同様な意見が出されて、様々な子育て支援策が提案されました。それを基に他市町村には真似できない子育て支援策を次年度以降展開できるよう、現在プロジェクトチームを発足させ、検討を重ねているところです。

先ほど、議員から提案のありました件も含めて、当初予算要求時までにはお示しできるような計画しておりますので、詳細についてはしばらくお待ちいただきますようお願いいたします。

また、ちなみ&きんし育英基金については、高校就学に関する事項のみと定められているため、活用することはできません。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） ちなみ&きんし基金については活用できないということでしたけれども、いろいろな検討してもらっているということで、ぜひ来年度には日本で1番、県で1番というような、ぜひ少子化の対策について予算がつくようによろしくお願いします。

続きまして5番目、最後の質問になります。

災害対策についてです。

先日行われました総合防災訓練で、診療所の先生の災害医療の講演を聞きましたが、停電時の電気の供給など、進んでいる設備がかなりあると聞き、安心をした部分があります。

その一方で、異常気象により想像以上の災害も想定しなければならないのではないかと思います。村民を守るため、一番身近な消防団との協力体制は大事なことです。出動手当や訓練のための予算増額処置、また団員確保などはどのように考えていますか。また、女性消防団員の募集などは考えていますか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） お答えいたします。

消防団員の報酬につきましては、道志村消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例により、年額報酬及び出動報酬を支給することが定められております。

出動報酬については、平成27年4月1日より、災害の場合における出動報酬をそれまでの1,200円から5,000円へと増額して、団員の処遇改善を図っております。また、年額報酬についても、令和4年度及び令和5年において、全団員の報酬を引き上げて処遇改善を図ったところでもあります。

しかしながら、2021年に消防庁が定めた団員の標準額にはまだ達していないため、引き続き検討が必要かと思っております。

また、女性消防団については、本村において現在ゼロ人の状況ではございますが、地域防犯力の充実強化を図るためにも、今後は積極的に検討していくべきことと認識しております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） 消防団の成り手不足もありまして、なかなか定員の確保等も難しい状況になっていますけれども、女性消防団員の確保なども念頭に入れているということですので、ぜひ、その辺のところも加味していただいて、とにかく消防団はいざ災害があったときには村民が一番頼りにできる団体でありますので、消防団とのいい関係を築くようにぜひよろしくお願いします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（出羽和平君） 通告1番、佐藤喜章君の一般質問を終わります。

この際、議事の都合により暫時休憩いたします。

（午前10時31分）

○議長（出羽和平君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前 11 時 00 分）

◎請願第 1 号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第 5、請願第 1 号 地方自治法第 5 章に規定される住民の直接請求における署名活動での縦覧制度の運用に係る個人情報保護の徹底を求める請願書について議題といたします。

本件については、審査を総務文教常任委員会に付託しました。

審査の結果について、委員長から報告を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務文教常任委員長、白井勝光君。

〔総務文教常任委員長 白井勝光君 登壇〕

○総務文教常任委員長（白井勝光君） 報告させていただきます。

地方自治法第 5 章に規定される住民の直接請求における署名活動での縦覧制度の運用に係る個人情報保護の徹底を求める請願書が、道志の未来をつくる会、代表、佐藤光男さんより提出され、8 月 10 日の第 5 回臨時会において総務文教常任委員会に付託された件についての報告であります。

8 月 25 日においては、次回開催日を 9 月 6 日とすることに決定しました。

9 月 6 日には、道志の未来をつくる会、代表、佐藤光男さんに委員会への出席をいただき、請願提出について質問し、また、説明、意見を聴取しました。これを踏まえ、各委員よりの意見を聴取、審議を行いました。

請願の採択に当たっては、法令上の基準はなく、委員会の自主的判断によることになっており、一般的に願意が妥当であるか、実現の可能性があるか、町村の権限、議会の権限事項に属する事項でないと判断したため、これに基づき、採決を行いました。

その結果は、採択するゼロ、不採択とする 4 人となったことから、請願書について不採択と決定することになりました。

以上で委員長報告といたします。

○議長（出羽和平君） 以上で、総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これから本件について質疑を行います。

質疑については、町村議会の運営に関する基準において、審査の経過と結果に対する疑義

にとどめることとなっておりますので、了承願います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤進君。

〔8番 佐藤 進君 登壇〕

○8番（佐藤 進君） 私は、個人情報保護の徹底を求める請願書の不採択に反対討論をします。

紹介議員の私たちは、紹介議員になるに当たり、請願人である道志の未来をつくる会の皆さんと提出の趣旨について意見交換や個人情報保護に前向きな議会の視察も行いました。その中で分かったのは、村長の実弟や親戚、また、支持者による実態の分からない団体による怪文書の配布、また、口頭では、署名者は縦覧で簡単に確認できる等、威力を用いて署名に対する妨害行為を確認できたからです。この行為は地方自治法で罰則の下される行為に値します。

道志村のような狭い地域、親戚縁者の多い地域においては、村民は自分の意見や意思表示が自由にできません。私たち議員は、村民の代弁者として、安心して自由に意思表示のできる環境づくりを行わなければいけません。

今回、総務文教常任委員会に付託され、十分な議論の末、9月定例会において採択されると思っていたが、全会一致で不採択。耳を疑いました。道志の未来をつくる会と請願書を出す経緯や趣旨についても十分な議論を尽くしたとは思えません。その後の新聞記者への総務文教委員のコメントにも驚きました。

杉本孝正議員は、「選管は首長から独立した執行機関、議会が意見書を出すことはあってはならない」と言いましたが、必要であれば、議会の意見を表明することはできます。

私たちも議員就任時より選挙管理委員会の説明不足と確認不足、議員の認識不足による議員の資格審査、村長選挙時の選管の確認不足によって起きた今回の不正転入、詐偽投票事件がありました。道志村選挙管理委員会も村の執行機関として法を遵守し、公平公正で透明性のある執行機関としての役割を果たすように、議会も請願を採択していただきたい。

佐藤善章議員は、「不正が行われないように誰もが確認できる趣旨の縦覧制度に制限を加えることは好ましくない」と言っていますが、悪意の第三者による署名に対する妨害行為の想定される中では、住民は自由な意思表示ができません。

道志の未来をつくる会と私たちは、道志村と非常に環境的にも似ていて、個人情報保護にも前向きな神奈川県真鶴町議会へ視察と意見交換に行ってきました。真鶴町民も、小さな町で濃密な人間関係の中で暮らす有権者からは、氏名の公表を心配する声が多く寄せられていたそうです。真鶴の住民の皆さんも総務省や全国の縦覧制度を研究し、町議会への請願などで個人情報保護への配慮を要望し、「縦覧により知り得た個人情報を他人に漏らしてはいけない」などと表記した規定が制定され、情報漏えいの懸念が和らいで安心したと住民の声が寄せられたとのことでした。

私たち議員も残された任期の少ない中、まだ解決しなければいけない課題もありますが、この請願を採択し、村民の代表として道志村民が安全で安心して生活できる村づくり、公平公正で透明性のある議会活動をしていきたいと思えます。

以上の理由から、請願の不採択に反対討論をいたします。

以上です。

○議長（出羽和平君） 次に、委員長報告に賛成の議員の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 7番議員、杉本孝正君。

〔7番 杉本孝正君 登壇〕

○7番（杉本孝正君） それでは、賛成の討論を行います。

地方自治法第5章に規定される直接請求における署名活動での縦覧制度の運用に係る個人情報の徹底を求める請願書の総務文教常任委員会の採決に対して、賛成の立場で討論を行います。

この請願に記載されている個人の思想信条に関わることを悪意を持った第三者が縦覧できてしまうこと、及び個人情報の漏えい等の個人情報に係る課題や、自己意思として署名が安心してできないことにより民意が正しく反映できない等の課題があるとしていますが、縦覧制度とは、不正が行われないように、知りたい人に知ってもらう情報公開という前提において規定されている公職選挙法の規定であると思えます。

また、選挙管理委員会は、地方自治法の規定により設置される独立した執行機関であり、町村の権限、議会の権限に属さない事項であることから、総務文教常任委員会の採決に賛成

し、討論とします。

○議長（出羽和平君） 次に、委員長報告に反対の議員の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 4番議員、佐藤徹君。

〔4番 佐藤 徹君 登壇〕

○4番（佐藤 徹君） それでは、道志の未来をつくる会から出された請願書について、採択すべき立場で討論します。

総務文教委員会では、道志の未来をつくる会から出された請願に対して不採択されましたが、その理由が佐藤喜章議員と杉本孝正議員のコメントが新聞に掲載されていました。

佐藤喜章議員のコメント、「不正が行われないように誰でもが確認できる趣旨の縦覧制度に制限をすることは好ましくない」と掲載されましたが、この発言は、一昔前の議員の考え方です。喜章議員は、未来をつくる会から出された請願の趣旨を確認したのでしょうか。請願の趣旨には、書かれているように、令和4年4月に施行された個人情報保護法においては、社会状況を踏まえ、個人の権限、利益を保護しなければなりません。喜章議員は、村民の安心・安全より長田村長リコールを阻止しようとしているとしか思えません。喜章議員の兼業禁止問題は、いまだに私は納得しておりません。

また、杉本孝正議員のコメント、「選管は首長から独立した執行機関。議会が意見書を出すことはあってはならない」と掲載されましたが、議員必携には、議会が決議すれば意見の表明ができる。したがって、この権限を最大限活用し積極的に行使したいと書かれてあります。

また、仮に孝正議員の言うとおりにしても、不採択するのではなく、請願書を出した道志の未来をつくる会に対して対処法を提案し、採択すべきだと思います。孝正議員は、村民に寄り添った議会活動がなぜできないのでしょうか。私には村長リコールを意識して、村長の顔色をうかがって不採択にしたようにしか見えません。本来なら議員として村民の意見を聞き、村民が安心・安全に暮らせることを重視しなければなりません。

そもそも村長リコール問題では村内に怪文書が出回り、そのチラシには、署名簿の縦覧の文字が強調され、リコールに署名したら誰でも縦覧して確認できるぞと言わんばかり、脅しのチラシとしか見えませんでした。また、この怪文書を村長の実弟や支援者が配っていたと村民が言っています。このようなことがあってもよいのでしょうか。このようなことから村民が安心して自身の意見を言えるようにするために、個人情報を保護しながら縦覧できるよ

うに変更するための請願書です。

道志の未来をつくる会から提出された請願書は、真鶴町においては町長リコール問題で同じように個人情報保護した縦覧制度が町議会に提出され、真鶴町議会では採択され、実施されました。

以上のことから、道志村議会でも請願書を採択しなければならないと思います。

以上で終わります。

○議長（出羽和平君） 次に、委員長報告に賛成の議員の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（出羽和平君） 次に、委員長報告に反対の議員の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 3番、池谷銀重議員。

〔3番 池谷銀重君 登壇〕

○3番（池谷銀重君） 請願の採択に賛成の討論をさせていただきます。

本年、村長の親族を含む4人が詐欺投票で刑事罰を受けた。さらに、過去10年間の村長選挙のある年には、7月の選挙に間に合うように3月に異常に転入者が増えている。山梨県のホームページを見ると、2021年3月はいつもの年の2.4倍の移住者があった。11表の僅差での当選であり、4人のほかにも詐欺投票した者がいたのではないか。当選が疑わしいので、住民投票をやり直すべきだ。こんな選挙が慣例で行われ、村長自らが知らないわけがない。さらに、村民不在の村政にも不満が多いということで、解職請求すべきという声が多く上がったようだ。

今回の請願が出された背景には、先ほども皆さん言っていたように、4月頃から村民に配布された怪文書にあるようです。「署名は縦覧ができ、誰でもが自由に見られる」と圧力ともとれる言葉が強調されていて、住民からは怖くて署名がしにくいという訴えがある。その書類を議員さんが配布しています。村長の身内（実弟）から頂きました。若い男性は、「嫌だけど頼まれたので仕方がない」と言って置いていった。住民からそんな苦情と批判が相次ぎました。

この請願書を読むと、公職選挙法で定められた住民の権利である政治参加を安心して行えるようにと、村民の個人情報保護を訴えています。しかし、付託された総務文教常任委員会において、全員一致で不採択となった。最初から不採択ありきで詳細な審査はしていない。なぜ付託を受けたのか疑問だ。

新聞によると、不採択の理由の1つが「選管は独立機関であるので、議会から意見書を出すことがあってはならない」と言っている。議会の決議をもって村の執行機関にも意見を出すことは可能です。法的拘束力はないが、議会の総意としての尊重はされます。さらに、意見書が出せないのであれば、請願書だけでも送ればいい。請願書の検討は最終的には選挙管理委員会がするのであり、議会ではありません。

この発言で不採択とした議員には、村民にしっかり説明をしていただきたい。委員会の不採択を受けて、選管に直接請願書を提出したようです。村民に頼られない議会ということがあります。

不採択2つ目の理由は、「不正が行われないように、誰もが確認できる縦覧制度に制限を加えるのは好ましくない」と言っていますが、村長選挙での不正には言及もせず、自分の行為は棚に上げ、あたかも村民が不正をすることを前提での発言は、議員としていかがなものか。村民の個人情報を守るための請願に反対するようでは、村民の代表である議員としての資質、資格を改めて村民に問われてしまいます。

解職請求の署名は、改めて村民の審判を受けるべきという意思表示です。村民の皆さんを守るために、この請願を採択することに賛成します。

以上です。

○議長（出羽和平君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） ないようですので、これで討論を終わります。

これから請願第1号を採決します。

この採決は起立において行います。

本件に対する委員長報告は不採択とするものです。

本件について委員長報告どおり不採択とすることに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（出羽和平君） ただいまの起立者は5名。

よって、請願第1号 地方自治法第5章に規定される住民の直接請求における署名活動での縦覧制度の運用に係る個人情報保護の徹底を求める請願書については、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（出羽和平君）　以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会します。

（午前 11 時 23 分）

令和5年第6回道志村議会定例会

議事日程（第2号）

令和5年9月13日（水曜日）午前10時開議

- 第 1 議案第49号 令和5年度道志村一般会計補正予算（第3回）
 - 第 2 議案第50号 令和5年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第1回）
 - 第 3 議案第51号 令和5年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2回）
 - 第 4 議案第52号 令和5年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）
 - 第 5 議案第53号 令和5年度道志村介護保険特別会計補正予算（第1回）
 - 第 6 議案第54号 令和5年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第2回）
 - 第 7 議案第55号 令和5年度道志村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）
-

出席議員（10名）

1番	佐藤光栄君	2番	山口章君
3番	池谷銀重君	4番	佐藤徹君
5番	佐藤喜章君	6番	白井勝光君
7番	杉本孝正君	8番	佐藤進君
9番	出羽和平君	10番	大田博文君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	長田富也君	教育長	佐藤文泰君
総務課長	菅谷克士君	住民健康課長	山口かおり君
産業振興課長	山口俊一君	ふるさと振興課長	金子尚章君
教育課長	山口登美君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 佐藤 勇樹 君

◎開議の宣告

○議長（出羽和平君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。
よって、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（出羽和平君） 本日の議事は、配付してあります日程表第2号のとおりです。

◎議案第49号から議案第55号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第1、議案第49号 令和5年度道志村一般会計補正予算（第3回）から日程第7、議案第55号 令和5年度道志村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）までの7案件を一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 議案第49号 令和5年度道志村一般会計補正予算（第3回）につきましてご説明いたします。

令和5年度道志村一般会計補正予算（第3回）につきましては、第1条歳入歳出予算で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,873万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億8,447万3,000円とするものです。

補正の主な内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、14款国庫支出金で、デジタル基盤改革支援補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金で増額の一方、道路メンテナンス事業補助金等の減額により655万2,000円の減額、15款県支出金は、山梨県新型コロナウイルス感染症医療機関等設備整備事業費補助金、新規事業であります令和のやまなし教育活動モデル推進事業費補助金等の増額により、999万7,000円の増額、17款寄附金は、道志森づくり基金寄附金の増額、ふるさとづくり費寄附金で、役場庁舎建設に係る寄附の申出により1,000万円が増額され、1,029万4,000円の増額、18款繰入金は、道志村公共施設整備等事業基金繰入金で、役場庁舎ネットワーク構成設計移設費や保育所電話機設備交換工事によりまして1,808万円を充当、

役場庁舎建設基金繰入金で、役場庁舎建設に係る寄附を含めた1,020万7,000円を繰入れ、森林環境譲与税基金繰入金で、事業費の増加に伴い295万円を増加し、合わせて3,160万円を増額、19款繰越金は、令和4年度繰越金で1,110万円を増額、21款村債は、中央公民館アスベスト調査及び解体工事設計業務委託費で増額、過疎対策事業債540万円を増額、村道中山三ヶ瀬線改良工事測量設計業務委託費の増額により緊急自然災害防止対策事業債を690万円増額し、合わせて1,230万円の増額となっております。

次に、歳出につきまして、本年度の職員数の確定及び人事異動に伴う人件費の組換えのほか、2款総務費において、個人情報ファイル簿作成支援業務委託費、役場新庁舎整備事業費で、外構工事の増額のほか、中央公民館解体に伴うアスベスト調査を含めた設計委託費の増額により、3,318万5,000円の増額、3款民生費において、国民健康保険特別会計繰出金、道志村保育所電話設備交換工事等で480万8,000円の増額、4款衛生費において、国民健康保険診療所特別会計において医師住宅整備増額分に係る繰出金、新型コロナウイルスワクチン接種事業、新型コロナウイルス感染症医療機関等設備整備事業で726万5,000円の増額、6款農林水産業費において、農道川原畑向い線水路溝蓋設置工事、地籍調査事業費で境界復元委託費、森林環境譲与税事業において笹久根地区の路網整備のほか、森林環境譲与税基金を活用し、林道修繕を増額し890万9,000円の増額、8款土木費において、簡易水道事業特別会計及び浄化槽事業特別会計でそれぞれ繰出金が増額となるほか、若者定住応援補助金で対象者の住宅取得見込み増による増額、村道改良測量設計委託費の増で309万3,000円の増額、10款教育費においては、学校教育ICT環境整備事業で減額の方、新たに山梨県がモデル的な教育活動に補助する令和やまなし教育活動モデル推進事業で増額となり69万円の増額、19款諸支出において、役場庁舎建設に係る寄附1,000万円を基金に積立てするため増額となり、合わせて6,873万9,000円を増額することが主な内容であります。

第2条地方債は、新たな事業費の増額により過疎対策事業債540万円の増額、緊急自然災害防止対策事業債690万円の増額で、合わせて1,230万円の増額となります。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりでございます。

ご審議のほどよろしくお願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、山口かおり君。

○住民健康課長（山口かおり君） 続きまして、議案第50号 令和5年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第1回）についてご説明いたします。

補正につきましては、第1条において、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ586万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,663万6,000円とするものであります。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、1款国民健康保険料203万円の減額、8款繰入金111万6,000円の増額、9款繰越金678万1,000円を増額するものです。

歳出につきましては、1款総務費111万6,000円の増額、3款国民健康保険事業納付金56万1,000円の増額、6款基金積立金419万円を増額するものです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議をよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第51号 令和5年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2回）についてご説明いたします。

補正につきましては、第1条において、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ457万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,788万円とするものであります。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、1款診療収入145万円の増額、3款繰入金269万7,000円の増額、5款諸収入42万9,000円を増額するものです。

歳出につきましては、1款総務費52万4,000円の増額、2款医業費104万7,000円の増額、3款施設整備費300万5,000円を増額するものです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議をよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 続きまして、議案第52号 令和5年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）についてご説明いたします。

補正予算の内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ917万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,074万3,000円とするものでございます。

補正予算の主な内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、５款繰入金914万6,000円の増額、６款繰越金２万6,000円を増額するものです。

歳出につきましては、１款簡易水道事業費917万2,000円を増額するものでございます。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりでございます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、山口かおり君。

○住民健康課長（山口かおり君） 続きまして、議案第53号 令和５年度道志村介護保険特別会計補正予算（第１回）についてご説明いたします。

補正につきましては、第１条において、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,347万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億2,786万7,000円とするものであります。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、１款保険料１万2,000円の増額、３款国庫支出金5,000円の減額、４款支払基金交付金2,000円の減額、５款県支出金3,000円の減額、６款繰入金28万5,000円の増額、８款繰越金1,319万円を増額するものです。

歳出につきましては、４款地域支援事業費７万円の増額、５款基金積立金957万3,000円の増額、６款諸支出金383万4,000円を増額するものです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議をよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 続きまして、議案第54号 令和５年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第２回）についてご説明いたします。

補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ156万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億8,465万9,000円とするものでございます。

補正予算の主な内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、５款繰入金156万9,000円を増額するものでございます。

歳出につきましては、１款浄化槽事業費の営業費41万3,000円、同じく浄化槽事業費の建

設費115万6,000円、合わせて156万9,000円を増額するものでございます。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりでございます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、山口かおり君。

○住民健康課長（山口かおり君） 続きまして、議案第55号 令和5年度道志村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）についてご説明いたします。

補正につきましては、第1条において、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,074万6,000円とするものがあります。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、2款広域連合支出金3万3,000円を増額、5款分担金及び負担金1万円の増額、6款繰入金3万5,000円を増額するものです。

歳出につきましては、3款保健事業費7万8,000円を増額するものです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 以上の7案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、7案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより議案第49号から議案第55号までの7案件を採決いたします。

お諮りいたします。

7案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号 令和5年度道志村一般会計補正予算（第3回）から議案第55号 令和5

年度道志村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１回）、以上７案件は原案のとおり決定しました。

◎散会の宣告

○議長（出羽和平君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

（午前１０時２１分）

令和 5 年 第 6 回 道 志 村 議 会 定 例 会

議 事 日 程 （第 3 号）

令和 5 年 9 月 2 2 日（金曜日）午後 2 時開議

- 第 1 報告第 4 号 令和 4 年度決算に基づく道志村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 2 報告第 5 号 令和 4 年度株式会社どうしの経営状況の報告について
- 第 3 報告第 6 号 令和 5 年度道志村教育委員会の自己点検・評価報告書（令和 4 年度分）の提出について
- 第 4 議案第 4 4 号 山梨県東部地域行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約の変更について
- 第 5 議案第 4 5 号 道志村過疎地域持続的発展計画の変更について
- 第 6 議案第 4 6 号 道志村税条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 4 7 号 道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 4 8 号 道志村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 9 認定第 1 号 令和 4 年度道志村一般会計決算の認定について
- 第 1 0 認定第 2 号 令和 4 年度道志村国民健康保険特別会計決算の認定について
- 第 1 1 認定第 3 号 令和 4 年度道志村国民健康保険診療所特別会計決算の認定について
- 第 1 2 認定第 4 号 令和 4 年度道志村簡易水道事業特別会計決算の認定について
- 第 1 3 認定第 5 号 令和 4 年度道志村介護保険特別会計決算の認定について
- 第 1 4 認定第 6 号 令和 4 年度道志村介護保険サービス事業特別会計決算の認定について
- 第 1 5 認定第 7 号 令和 4 年度道志村浄化槽事業特別会計決算の認定について
- 第 1 6 認定第 8 号 令和 4 年度道志村後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 第 1 7 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件
- 第 1 8 同意第 7 号 道志村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 1 9 請願第 2 号 加配定数の振り替えによらない小学校 3 5 人学級の実施、中学校での 3 5 人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡

充を図るための請願書について

第20 発議第 6号 閉会中の継続調査について

追加日程第1 発議第7号 加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について

出席議員（10名）

1番	佐藤光栄君	2番	山口章君
3番	池谷銀重君	4番	佐藤徹君
5番	佐藤喜章君	6番	白井勝光君
7番	杉本孝正君	8番	佐藤進君
9番	出羽和平君	10番	大田博文君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	長田富也君	教育長	佐藤文泰君
総務課長	菅谷克士君	住民健康課長	山口かおり君
産業振興課長	山口俊一君	ふるさと振興課長	金子尚章君
教育課長	山口登美君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 佐藤勇樹君

◎開議の宣告

○議長（出羽和平君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。
よって、これより会議を開きます。

（午後2時00分）

◎報告第4号から報告第6号の報告、説明

○議長（出羽和平君） 日程第1、報告第4号 令和4年度決算に基づく道志村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、日程第2、報告第5号 令和4年度株式会社どうしの経営状況の報告について、日程第3、報告第6号 令和5年度道志村教育委員会の自己点検・評価報告書（令和4年度分）について、村長及び教育長より報告がありました。

村当局より内容の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 報告第4号 令和4年度決算に基づく道志村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、ご説明させていただきます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和4年度道志村一般会計並びに特別会計及び企業会計の決算に伴う道志村健全化判断比率について、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標を算定し、監査委員の審査に付し、その意見書をつけ、議会に報告するものであります。

令和4年度決算に基づく道志村健全化判断比率、資金不足比率について報告いたします。

実質赤字比率については、令和4年度一般会計が黒字決算ですので算定されません。連結実質赤字比率については、令和4年度全会計黒字決算ですので、同じく算定されません。実質公債費比率については、公債費による財政負担の度合いを示す指標になりますが、令和4年度決算では9.8%となり、早期健全化基準の25%を下回っています。将来負担比率については、令和4年度決算時で、将来負担額が標準財政規模を下回っているため算定されません。

資金不足比率については、公営企業会計の簡易水道事業、浄化槽事業の2つの特別会計において、令和4年度は黒字決算ですので算定されません。

いずれの指標におきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定された各比率は早期健全化基準を下回る数値であり、監査委員の意見書においても、健全な運営

とのご意見をいただきました。

今後ともさらなる財政健全化に向けて努めてまいります。

報告は以上です。

続きまして、報告第5号 令和4年度株式会社どうしの経営状況の報告について、ご説明させていただきます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和4年度株式会社どうし第13期、令和4年4月1日から令和5年3月31日の経営状況を報告するものです。

株式会社どうしは、道志村交流促進施設・道の駅どうし、道志の湯、道志村特産品加工施設・豆腐加工施設の3施設の指定管理者として村と協定を締結しており、また、水カフェどうしの運営業務を村から受諾しています。

第13期決算は、売上高2億4,911万4,000円、売上原価1億4,743万6,000円、差引き売上総利益1億167万8,000円です。販売費及び一般管理費が1億1,633万2,000円で、営業利益損失は、1,465万4,000円の営業損失となっています。

一方、村からの道志の湯運営補助金800万円、公共施設指定管理者における物価高騰支援金として、道の駅どうし、道志の湯、豆腐加工施設の3施設で、合計724万5,000円の支援金があり、それらを含めた営業外収益が1,494万4,000円、営業外費用5万7,000円となっており、経常利益損失は23万3,000円の経常利益で、各税金を差し引き、当期純利益損失は16万2,000円となっています。繰越利益剰余金は、当期首残高が19万2,000円、当期変動額が16万2,000円で、差引き当期末残高は35万4,000円となっています。

なお、詳細につきましては、株式会社どうし決算状況のとおりです。

報告は以上になります。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 教育課長、山口登美君。

○教育課長（山口登美君） 報告第6号 令和5年度道志村教育委員会自己点検・評価報告書（令和4年度分）の提出について、ご説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、道志村教育委員会において、その権限に属する事務の管理及執行の状況について、自己点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成したので、議会に提出するものです。

令和4年度における教育委員会の活動及び主要な事務事業を対象とし、次の3項目を基本として、必要に応じて細分化し、項目ごとに自己点検・評価を行いました。

1、教育委員会の活動につきましては、毎月1回の定例会議を開催し、令和4年度中に10議案と45件の同意や報告案件について審議を行いました。また、総合教育会議では、令和5年度における学校教育及び社会教育の方針や教育行政の課題について協議を行い、首長と連携強化を図りました。その他、学校訪問や各種学校行事、教育委員会が主催する行事や会議等への出席などを行い、教育行政の現状を把握するとともに、関係機関との連携を図りました。

2、教育委員会が管理、執行する事務につきましては、道志村教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第2条に規定されている15項目の事務を管理、執行しました。小中学校への村担教員の配置により、きめ細かな教育を行うことで、児童生徒の孤立感を軽減し、着実な学力向上と豊かな心の育成を図りました。

3、教育委員会が管理、執行を教育長に委任する事務につきましては、小規模校の特徴を生かし、確かな学力の定着を図るため、学校教育のICT環境の維持管理を行い、1人1台端末を活用した授業の推進を図りました。また、県が行う25人学級導入の影響が及ばない市町村を対象に行った先進的教育活動モデル事業を導入し、小中学校では、独自のプログラミング授業やICT機器の効果的な活用、標準化検査WEBQU等のデータを分析し、児童生徒一人一人の学校生活の満足度や学習状況の把握に努め、学力向上を目指すとともに、教職員の資質向上を図りました。そして、いじめ・不登校対策強化に関する総合的な学習を実施し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な実現に向けて取組を行いました。

小中連携教育の取組では、小中学校グランドデザインに基づき、総合的な学習の時間におけるふろさと学習を対象として、小中学校9年間を見据えた学習内容の系統化を行い、教育目標や教育活動の共有を図りました。学習環境の整備につきましては、小中学校それぞれにALTを配置し、日常的に外国語に触れる機会を創出し、グローバル社会に対応する外国語教育の充実を図りました。

また、学校給食においては、子育て支援の一環として、保護者の経済的負担を軽減するため、給食費無償化を実施し、安心安全な栄養価のある給食の提供を行いました。

社会教育、社会体育事業につきましては、生涯学習、スポーツ、文化芸術を通して、コロナ禍でも村民が活躍する機会を創出し、感染防止対策を講じながら、安全に各事業を行うことができました。

総合評価として、いずれの事業においても、おおむね計画どおり事業が執行されていますが、それぞれ点検・評価を行い、課題については改善しながら施策の推進に取り組んでまい

ります。

少子高齢化が加速する中、教育行政は次代を担う子供達の健全育成と村民が輝ける場を提供し、そこから得られる心豊かな暮らしと生きがいを持てる環境づくりに努めていく必要があります。各種団体や学校等と連携し、地域全体として教育力を向上していけるよう、なお一層の努力を重ねてまいります。

報告は以上です。

◎議案第44号から議案第48号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第4、議案第44号 山梨県東部地域行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約の変更についてから、日程第8、議案第48号 道志村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての5案件を一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） ふるさと振興課長、金子尚章君。

○ふるさと振興課長（金子尚章君） それでは、議案第44号 山梨県東部地域行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約の変更について、ご説明申し上げます。

山梨県東部地域行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会は、都留市、大月市、上野原市、小菅村、丹波山村との3市3村で共同して設置しており、その規約を変更するため、地方自治法第252条の7第2項の規定により関係地方公共団体と協議を行うに当たり、同法第3項で準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

規約の変更内容については、現在の規約では市村の条例に基づき諮問を受ける規定となっており、個人情報保護法改正に伴う法律に基づいた諮問を行う場合の規定がなく、受け口がない状態のため、この改正を行うものであります。

同規約第3条所掌事務第1項第2号から個人情報保護条例の記載を削除し、第3号に個人情報保護法、第4号に関係市村の個人情報保護条例、第5号に関係市村議会の個人情報保護条例からの諮問に応じることについて定めております。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものと定めております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続いて、議案第45号 道志村過疎地域持続的発展計画の変更について、ご説明申し上げます。

道志村過疎地域持続的発展計画の変更につきまして、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定により準用する第8条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更内容については、持続的発展施策区分8の教育の振興（3）集会施設において、道志村中央公民館解体後に整備する竹之本地区集会施設を追加するものです。

詳細については、過疎対策事業計画の抜粋及び道志村過疎地域持続的発展計画の変更の理由のとおりでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 議案第46号 道志村税条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

道志村税条例の一部を改正する条例につきましては、自動車税環境性能割りの減免に関する山梨県県税条例の一部改正に伴い、道志村税条例の一部を改正するものです。

改正内容は、軽自動車税の身体障害者等に対する減免規定の見直しで、減免の対象となる軽自動車に、精神障害者または知的障害者自らが運転するものを加え、障害者の負担軽減を図る内容となっております。

なお、附則において、施行期日を令和6年1月1日から施行すると定めております。

よろしくご審議をお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、山口かおり君。

○住民健康課長（山口かおり君） 議案第47号 道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

この条例は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、国民健康保険法の一部を改正する法律が施行されたこと及び新型コロナウイルス感染症が感染法上5類に位置づけられたことに伴い、一部を改正するものです。

条例改正の主な内容につきましては、令和6年1月から出産被保険者に係る産前産後期間

の所得割保険料及び被保険者均等割保険料の軽減措置を講ずる改正となります。また、附則において、新型コロナウイルス感染症により労務に服することができない被用者に対し、傷病手当金の支給を行う措置を講じることを定めておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが5類に移行になり、人流の抑制がなくなったことに伴い、廃止するものです。

なお、附則において、この条例は令和6年1月1日から施行し、附則の改正は公布の日から施行すると定めております。

以上が道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例の内容であります。

続きまして、議案第48号 道志村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

この条例は、国の子ども・子育て支援交付金の対象となる放課後児童健全育成事業の内容について定める通知が改正されたことに伴い、一部を改正するものです。

条例改正の主な内容につきましては、附則において、条例第10条第3項の規定の運用についての経過措置が定められていますが、経過措置の期間を当分の間に改める改正となります。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行すると定めております。

以上が、道志村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の内容であります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 以上の5案件について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、5案件について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより議案第44号から議案第48号について、採決いたします。

お諮りします。

議案第44号から議案第48号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号 山梨県東部地域行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約の変更についてから、議案第48号 道志村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、以上5案件は原案のとおり決定しました。

◎認定第1号から認定第8号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第9、認定第1号 令和4年度道志村一般会計決算の認定についてから、日程第16、認定第8号 令和4年度道志村後期高齢者医療特別会計決算の認定についての8案件を一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 認定第1号 令和4年度道志村一般会計決算の認定について、ご説明いたします。

本案は、地方自治法第233条の規定に基づき、令和4年度道志村一般会計の歳入歳出決算について、監査委員の審査意見をつけて議会の認定に付すものであります。

決算内容につきましては、歳入総額27億834万3,000円、前年度決算比6.5%の増、歳出総額25億7,986万7,000円、前年度決算比6.6%の増であり、差引額は1億2,847万6,000円、翌年度に繰り越すべき財源を引いた実質収支は、8,521万3,000円の黒字決算です。

歳入における自主財源比率は25.8%、依存財源比率が74.2%と依然として依存体質は続いています。主な歳入状況は対前年度比で村税0.5%の減、地方譲与税12.7%の増、地方交付税1.1%の減、国庫支出金4.9%の減、県支出金52.4%の減、繰入金128.5%の増、繰越金16.8%の減、村債89.1%の増となっており、新型コロナウイルスワクチン接種に係る国庫補助金や災害復旧費県助成金で減額する一方、退職に伴う広域常備消防事務委託費負担金基金からの繰入金や役場新庁舎建設に係る村債で増額があり、全体で6.5%の増額となっています。

これまで以上に財源確保に努めるとともに、限られた財源の中で最大限の効果が得られるよう配慮し、森林環境譲与税基金からの繰入金やふるさと納税を活用し、各種事業の財源としました。

歳出における目的別歳出状況は、対前年度費で議会費11.3%、総務費51.3%の増、民生費6.0%、衛生費18.5%、農林水産業費4.3%、商工費11.6%の減、土木費49.7%、消防費33.9%の増、教育費3.0%、災害復旧費28.5%、公債費6.2%、諸支出金28.9%の減となっており、全体で6.6%の増となっています。

目的別歳出状況で見ると、総務費で庁舎建設費及び医師住宅土地購入費等により増、民生費で前年に実施した保育所遊具整備費等により減、衛生費で前年度の新型コロナウイルスワクチン接種事業等により減、農林水産業費で農道維持修繕費等で減、商工費で前年度の商工事業者等に対するコロナ対策支援金等により減、土木費で竹之本地区法面整備事業、定住促進住宅整備工事等で増、消防費で消防職員退職負担金により増、教育費で前年度に整備した給食センター機器等の整備により減、災害復旧費で林道災害復旧費で減、公債費は過疎対策事業債等の償還終了により減、諸支出金は道志村公共施設整備等事業基金への積立金の減が主な要因となっております。

事業の実施に当たりましては、国からの交付金等や有利な起債を最大限に活用し、財政負担を極力軽減した事業実施を心がけ、優先順位を考えながら行いました。

詳細につきましては、令和4年度決算書、決算状況及び主要な施策の成果のとおりでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、山口かおり君。

○住民健康課長（山口かおり君） 認定第2号 令和4年度道志村国民健康保険特別会計決算の認定について、ご説明いたします。

歳入総額は2億3,837万7,797円、歳出総額は2億3,159万6,343円、歳入歳出差引残額は678万1,454円であります。

主な歳入内容について、ご説明いたします。

1 款国民健康保険保険料4,447万6,400円、6 款県支出金1億6,258万4,409円、8 款繰入金2,410万614円、9 款繰越金705万4,274円であります。

次に、主な歳出内容について、ご説明いたします。

1 款総務費1,452万9,468円、2 款保険給付費1億1,893万1,409円、3 款国民健康保険事業納付金5,786万227円、5 款保険事業費175万9,239円、7 款諸支出金3,701万6,000円であります。

なお、詳細につきましては、令和４年度決算書並びに決算状況及び主要な施策の成果のとおりでございます。

次に、認定第３号 令和４年度道志村国民健康保険診療所特別会計決算の認定について、ご説明いたします。

歳入総額は１億８７０万１,４３５円、歳出総額は１億７８３万４３５円、歳入歳出差引残額は８７万１,０００円であります。

主な歳入内容について、ご説明いたします。

１款診療収入４,２２１万２,７９２円、３款繰入金６,３２０万６,４２２円、５款諸収入５６万７,１６１円、７款村債２００万円、９款県支出金６０万円であります。

次に、主な歳出内容について、ご説明いたします。

１款総務費７,５５３万９,３６２円、２款医業費２,１８８万３,０４４円、３款施設整備費１６６万５,６１８円、４款公債費８９２万２,４１１円であります。

なお、詳細につきましては、令和４年度決算書並びに決算状況及び主要な施策の成果のとおりでございます。

ご審議いただきまして、認定のほど、よろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 続きまして、認定第４号 令和４年度道志村簡易水道事業特別会計決算の認定について、ご説明いたします。

歳入総額は９,６６５万７,８９２円、歳出総額は９,６４３万１,８９２円、歳入歳出差引残額は２２万６,０００円でございます。

主な歳入の内容についてご説明いたします。

１款分担金及び負担金２５万３,０００円、２款使用料及び手数料７２４万３,７６０円、３款国庫支出金６１７万８,０００円、５款繰入金４,６０８万３,１３２円、６款繰越金２０万円、８款村債３,６７０万円でございます。

次に、主な歳出の内容についてご説明いたします。

１款簡易水道事業費６,３９７万３,７５６円、２款公債費３,２４５万８,１３６円でございます。

なお、詳細につきましては、令和４年度決算書並びに決算状況及び主要な施策の成果のとおりでございます。

ご審議いただきまして、認定のほど、よろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、山口かおり君。

○住民健康課長（山口かおり君） 認定第5号 令和4年度道志村介護保険特別会計決算の認定について、ご説明いたします。

歳入総額は2億2,538万6,883円、歳出総額は2億959万4,593円、歳入歳出差引残額は1,579万2,290円であります。

主な歳入内容について、ご説明いたします。

1款保険料4,936万8,900円、3款国庫支出金4,598万726円、4款支払基金交付金4,971万6,000円、5款県支出金3,162万3,808円、6款繰入金3,406万3,686円、8款繰越金1,462万6,863円であります。

次に、主な歳出内容につきまして、ご説明いたします。

1款総務費348万5,563円、2款保険給付費1億7,655万5,415円、4款地域支援事業費1,073万6,815円、5款基金積立金1,063万4,240円、6款諸支出金818万2,560円であります。

なお、詳細につきましては、令和4年度決算書並びに決算状況及び主要な施策の成果のとおりでございます。

次に、認定第6号 令和4年度道志村介護保険サービス事業特別会計決算の認定について、ご説明いたします。

歳入総額は69万880円、歳出総額は690万880円、歳入歳出差引残額はゼロ円であります。

主な歳入内容について、ご説明いたします。

1款介護サービス事業収入34万1,880円、2款繰入金34万9,000円であります。

次に、主な歳出内容について、ご説明いたします。

1款総務費69万880円であります。

なお、詳細につきましては、令和4年度決算書並びに決算状況及び主要な施策の成果のとおりでございます。

ご審議いただきまして、認定のほど、よろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 認定第7号 令和4年度道志村浄化槽事業特別会計決算の認定について、ご説明いたします。

歳入総額は1億2,658万6,555円、歳出総額は1億2,648万6,555円、歳入歳出差引残額は10

万円でございます。

主な歳入の内容についてご説明いたします。

1 款分担金及び負担金243万1,000円、2 款使用料及び手数料1,690万6,760円、5 款繰入金7,083万5,795円、6 款繰越金10万円、7 款諸収入11万3,000円、8 款村債3,620万円でございます。

次に、主な歳出の内容についてご説明いたします。

1 款浄化槽事業費の営業費5,051万7,451円、同じく浄化槽事業費の建設費5,039万8,700円、2 款公債費2,557万404円でございます。

なお、詳細につきましては、令和4年度決算書並びに決算状況及び主要な施策の成果のとおりでございます。

ご審議いただきまして、認定のほど、よろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、山口かおり君。

○住民健康課長（山口かおり君） 認定第8号 令和4年度道志村後期高齢者医療特別会計決算の認定について、ご説明いたします。

歳入総額は4,698万8,779円、歳出総額は4,698万8,779円、歳入歳出差引残額はゼロ円であります。

主な歳入内容につきまして、ご説明いたします。

1 款後期高齢者医療保険料2,212万7,290円、2 款広域連合支出金36万8,000円、6 款繰入金2,437万7,459円であります。

次に、主な歳出内容について、ご説明いたします。

1 款総務費121万9,856円、2 款後期高齢者医療負担金4,497万3,972円、3 款保険事業費79万4,951円であります。

なお、詳細につきましては、令和4年度決算書並びに決算状況及び主要な施策の成果のとおりでございます。

ご審議いただきまして、認定のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 以上の8案件について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、8 案件について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより認定第 1 号から認定第 8 号について、採決いたします。

お諮りします。

認定第 1 号から認定第 8 号について、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、認定第 1 号 令和 4 年度道志村一般会計決算の認定についてから、認定第 8 号 令和 4 年度道志村後期高齢者医療特別会計決算の認定について、以上 8 案件は原案のとおり認定することに決定しました。

◎諮問第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第 17、諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件について議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、山口かおり君。

○住民健康課長（山口かおり君） 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件について、ご説明いたします。

人権擁護委員は、市町村長が推薦し、市町村議会の意見を求め、法務大臣が委嘱するものであり、任期は 3 年となっております。

人権擁護委員には、地域社会において人権相談、人権啓発、人権救済などの各種の人権擁護活動に積極的に従事され、社会貢献の精神に基づいて熱意を持って積極的かつ活発な人権擁護委員活動が求められています。国民の基本的な人権が侵犯されることのないように監視し、これが侵犯された場合には、その救済のため速やかに適切な措置を取るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをその使命とされています。

道志村の人権擁護委員の定数は、法務大臣により 3 名と定められており、そのうち 1 名が令和 6 年 3 月 31 日をもって任期満了となります。

つきましては、次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

住所、山梨県南都留郡道志村1696番地、氏名、佐藤正文、生年月日、昭和29年9月6日。

以上の者を推薦したいので、意見を求めます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 本案件について、意見を求めます。

意見はありませんか。

〔「意見なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 意見なしと認めます。

人権擁護委員候補者の推薦について、原案のとおり推薦を適当と認めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件について、原案のとおり推薦を適当と認めることに決定しました。

◎同意第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第18、同意第7号 道志村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 同意第7号 道志村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。次の者を道志村教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、山梨県南都留郡道志村3072番地、氏名、山本栄嘉、生年月日、昭和28年1月5日。

提案理由につきましては、教育委員会委員である山口孝俊氏は、令和5年9月30日に任期満了となるため、新たに山本栄嘉氏を委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（出羽和平君） 本案件について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより同意第7号を採決いたします。

お諮りします。

同意第7号について、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、同意第7号 道志村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに決定しました。

◎請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第19、請願第2号 加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書について議題といたします。

本件につきましては、総務文教常任委員会に付託しましたので、審査の結果について、委員長から報告を求めます。

総務文教常任委員長、白井勝光君。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 白井勝光君。

〔総務文教常任委員長 白井勝光君 登壇〕

○総務文教常任委員長（白井勝光君） 報告いたします。

加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書が、9月1日南都留地区

P T A協議会ほか3団体より提出され、総務文教常任委員会に付託された件についての報告であります。

令和5年9月13日、委員会を招集し審議いたしました。

本請願は、令和3年、令和4年にも提出されており、いずれも議会で採択し意見書を提出しております。このことから、採択された請願について、議会はその実現について最善の努力をすべき政治的、道義的責任を負うという考えに基づき採決したところ、採択する4人、不採択とするゼロ人となったことから、請願書について採択すべきものと決定いたしました。

以上で委員長の報告といたします。

○議長（出羽和平君） 以上で総務文教常任委員長の報告は終わりました。

本案件について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより請願第2号を採決いたします。

お諮りします。

請願第2号について、委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、請願第2号 加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書について、原案のとおり採択することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

(午後2時50分)

○議長（出羽和平君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後2時53分)

◎日程の追加

○議長（出羽和平君） お諮りします。

先ほど会議規則第14条の規定に基づき、山口章議員より、加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書が提出されました。これを日程に追加し、日程の順序を変更し、追加日程第1とし、直ちに議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、追加日程第1について、先に審議することに決定しました。

◎発議第7号の上程、説明、採決

○議長（出羽和平君） 追加日程第1、発議第7号 加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 2番、山口章君。

〔2番 山口 章君 登壇〕

○2番（山口 章君） 発議第7号 加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について。

上記意見書を、道志村議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和5年9月22日、道志村議会議長、出羽和平殿。道志村議会議員、山口章。

提案理由。

計画的な教職員定数改善を推進し、豊かな学びや学校の働き方改革を実現するため、義務教育費国庫負担制度を堅持し、国による教育予算の拡充と豊かな教育環境を整備する必要があるため、本意見書を提出するものであります。

意見書につきましては、お手元の議案書のとおりでございます。

以上であります。

○議長（出羽和平君） お諮りします。

本件については、質疑、討論及び会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、発議第7号は、質疑、討論、委員会付託を省略することに決定しました。

これより発議第7号を採決いたします。

お諮りします。

発議第7号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、発議第7号 加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書について、原案のとおり決定し、追って意見書を関係機関に送付いたします。

◎閉会中の継続調査について

○議長（出羽和平君） 日程第20、発議第6号 閉会中の継続調査について議題といたします。

本件は、お手元に配付してありますとおり、議会運営委員長、各常任委員長、議会活性化推進特別委員長から、閉会中の所管事務等の継続調査及び委員会活動を推進するため、研修等実施の申出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長、各常任委員長、議会活性化推進特別委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務等の継続調査及び研修等実施に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長、各常任委員長、議会活性化推進特別委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務等の継続調査及び研修等実施に付することに決定いたしました。

以上で、議事は全て終了いたしました。

◎村長挨拶

○議長（出羽和平君）　ここで、閉会に当たり、長田村長から挨拶をお願いいたします。

〔「はいs議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君）　村長、長田富也君。

〔村長　長田富也君　登壇〕

○村長（長田富也君）　令和5年第6回道志村議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、9月12日の開会から本日まで、慎重かつ熱心にご審議を賜り、令和4年度道志村一般会計ほか7つの特別会計の決算の認定についてや令和4年度決算に基づく道志村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、道志村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてなど、提案いたしました25の案件をお認めいただき、誠にありがとうございました。

また、全員協議会では、村の様々な課題について、多岐にわたり熱心にご審議をいただき、大変貴重なご意見をいただくことができました。特に森林整備についてのご提案は、村の貴重な自然環境を後世に残していくため、私が特に推進すべき事業と考え準備を進めてきたことだけに、今後の重要な施策として進めていく必要性を改めて認識したところであり、大変ありがたいご意見でございました。

さて、地方における人口減少が全国規模で加速している中、本村においても出生数が過去最低となるなど、深刻な課題となっております。この課題を解決させるために、現在、村ではプロジェクトチームを発足させ、ほかの自治体ではまねのできないような子育て支援策を展開するよう検討を重ねているところでもありますので、これらの大胆な子育て支援策と併せ、私が村長に就任した当初から取り組んできた新道坂トンネルの事業化の推進、国道413号道志バイパスの整備推進や、その他、国道改良などによる交通インフラ整備で、村の未来を担う若者が安心・安全で暮らすことができる環境が整うよう、引き続き全力で取り組んでまいりますので、議員の皆様におかれましても、一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

終わりに、吹く風も心地よく過ごしやすい季節となってまいりましたが、議員の皆様におかれましては、健康に留意され、ますますのご活躍をいただきますようご祈念申し上げます。令和5年第6回道志村議会定例会閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉議の宣告

○議長（出羽和平君） これで本日の日程は全て終了しましたので、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（出羽和平君） これをもって令和5年第6回道志村議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後3時2分）

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員
